

第217回国会 衆議院 厚生労働委員会 第22号 令和7年5月28日
議員立法『年金底上げ修正案』の提出者として、池田真紀議員の質問に答弁

○池田委員 ありがとうございます。

それでは、今回の修正案の提出者に伺いたいと思います。

今、障害年金当事者あるいは受給者、あとは遺族年金の受給者については御答弁がありました。そのほかにも、非常に貧困率が今高いと言われている女性又は低所得者、低年金者についての影響といいますか、修正案ではどのような影響や効果があるのか、よろしくお願ひいたします。

○山井委員 御質問ありがとうございます。

今回の修正案というのは基礎年金の底上げでありますから、これは特に低年金の方に大きな効果があります。

具体的には、三十年投影ケースにおきましては、現在五十歳の世代では、報酬比例部分の高い高年金の方の影響額は三・三%であるのに対しまして、報酬比例部分の給付が低い方の影響額はプラス一三・六%ということになります。

さらに、男女を比べてみると、これは、平均余命が長い方が底上げ効果が高くなりますから、男性より女性の方が平均余命が四歳長いわけですから、高年金の方よりも低年金の方の底上げ効果が大きい、男性よりも女性の底上げ効果が大きい。

そして、何よりも、やはり私たち社会保障に取り組む者としましては、障害者のことが一番重要なんですね。これは繰り返しになりますが、年金局長が答弁されましたように、今の障害者年金の一級は八・四万円なんです。ところが、申し訳ありませんけれども、政府案のままだったらこれが二〇五二年には六・九万円に、八・四万円が六・九万円に下がってしまう大変な事態だったんですが、今回の修正案が実現すれば八・五万円ということに上がるわけですね。

同様に、障害年金二級におきましても、今六・七万円のものが、このままの政府案の元のままでしたら二〇五二年に五・五万円に一・二万円も下がっていたところが、今回の修正が実現できましたら二〇五二年度には六・八万円ということで、今回の修正案というのは、女性に優しい、低年金者に優しいだけじゃなくて、やはりこういう障害のある方に優しいということが今回の修正案の特徴であると思っております。

○池田委員 ありがとうございます。

今回、極めて短い期間での審議なので、この修正案といったものがどういうあんこなのかみたいな形で、相当ネットが荒れている状況もありますので、もう一言、修正提出者に、もしアピールといいますか、修正案のアピールを是非ここで、誤解も解くような形でもどちらでも結構ですので、よろしくお願ひいたします。

○山井委員 先日、本会議で井坂議員に対しまして石破総理も答弁されましたように、この調整期間の一致が終わりますときにおきましては、現在三十八歳以下の方においては、九九・九%の方が厚生年金も含めて年金が上がります。そして、五十歳以下の方は、相当の高年金者以外は全員、厚生年金も含めて年金が上がります。

そして、先ほど答弁もあったかもしれませんけれども、男性は、モデル年金の世帯、モデル年金の方は六十二歳以下は年金が増えます。それで、女性は、モデル年金の女性の場合、六十六歳以下は年金が増えますということで、今、ちまたでは厚生年金流用論と言われておりますけれども、非常に重要なのは、多くの厚生年金の現役の方々にとって年金を増やす改革であるということです。

強調いたしますけれども、この年金改革を行わないと、若者、現役の方、就職氷河期の方々は大変深刻な老後の不安になりますけれども、今回の修正案が実現できましたら、こういう若い世代ほど、低年金の人ほど、就職氷河期世代の人ほど底上げになりますし、同時に、厚生年金の方々多くの方が年金が増えるということになります。このことは強調したいと思っております。